

教育福祉常任委員会視察概要

(1) 所沢市歯科医師会 ― (平成25年10月22日 午前10時から午前11時30分)

○歯科口腔保健に関する意見交換会

※所沢市歯科医師会から島田会長、山口副会長ご出席

(西沢委員長挨拶)

(島田所沢市歯科医師会会長からご挨拶)

皆様、おはようございます。朝早くから我々の話を聞いていただくためにお集まりいただきましてありがとうございます。

この内容について、国では、平成23年に法律が制定され、同年10月には埼玉県においても条例が制定されました。初めての歯科口腔保健に関する単独での法律です。県内においては、志木市をはじめ、熊谷市といった自治体において歯科口腔保健に関する条例が制定されています。

所沢市においてもこの条例が必要であると考えており、本日はこういった機会を得たことを感謝しております。

本日はよろしく願いいたします。

歯科口腔保健に関する意見交換会

島田会長

お手元に資料をご用意いたしました。

仮称「所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例」として条例案を作成しました。平成23年の8月10日付けで「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布されましたが、これが始まりとなります。

この法律の成立を受け、同年の10月18日、埼玉県において「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定されました。その後、志木市や川口市、上尾市、さいたま市、新座市、吉川市、神川町等でこれに係る条例が制定され、最近では熊谷市でも制定されました。

この法律は、口腔の健康を増進することにより全身の健康を図ることを目標にしているものです。我々の分野は歯科であり口腔のことしかわかりませんが、現在、口腔から全身

の健康を維持するため、最も大切な食事ということや食の大切さといったことも含めて取り組んでいるところです。

日本歯科医師会で進めている「8020運動」は、80歳で20本の歯を残すことを目標にするものですが、それを実現するためにはその前の段階が当然重要になってきます。各ライフステージにおいて、いかに口腔内の健康を守っていくかが最大の課題になっていると思います。

最近では、歯科が全身の健康の維持や増進のための大きなファクターになっているのではないかと我々は考えており、歯科を通した全身の健康の維持にあたり、その支柱になるような法律ないし条例がやはり必要であるのではないかと考えています。現在、さまざまな取り組みの中で、例えば、所沢市の「健康ところ21」においても歯科について記載していますが、あまり多くは触れられていません。

ゆりかごから墓場までという一生の間に、どのように歯科口腔のケアに関わっていくかということをもう少し具体的に提示できればそれぞれのライフステージでも健康増進に寄与できるのではないかと考えています。また、さまざまところから種々取り組みをされていて、政策や制度が一本化されていないことも一つの問題点であるかと思っています。例えば、妊産婦や乳幼児の歯科検診、小学校から高校までの学校歯科保健といったものがありますし、成人になれば、40歳からの成人歯科検診もありますが、それは一本化された政策として実施しているわけではなく、それぞれ別のやり方で取り組んでいる面があり、少し統一性に欠けているところがあります。

そういったことから、この条例において一つの筋を通した形で、一生涯にわたり口腔の健康を守っていきたいと考えています。

山口副会長

この条例の案文について具体的な話をさせていただきます。

これは、県内の各市町で作った条例の優れた面を網羅して作成しました。県内では唯一、保険者（所沢市国民健康保険）の責務を入れています。また、所沢市は、県内でも皆さんがうらやましがる、歯科診療所あおぞらがありますが、その位置付けを明確にしていきたいと思っています。

現在、歯科診療所あおぞらは、障害者と寝たきりの高齢者の方の歯科診療を行うということが市の条例で定められています。そのため、予防的な指導等については実施しにくい面があります。この度の条例において、口腔保健支援センター（仮称）のような機能を持たせてもらえれば、さらにあおぞらの有効活用ができるのではないかと考えています。これは最重要課題であると考えています。

また、現在、所沢市8020運動推進委員会が保健センターにおいて会議を行っていますが、これが唯一の歯科に関する単独の市の会議です。委員は現在6名で構成されており、公募による市民の方は入っていません。この条例ができれば、この委員会を発展させたい

と考えています。現在、この委員会は、高齢者のコンクールの表彰式及び成人歯科検診の内容についての検討がその役割であり、それだけでは勿体ないと考えます。乳幼児や妊産婦等への歯科検診等についても対応できるように検討してほしい旨を市へ訴えても、なかなかこの委員会の役割の中に入りませんでした。そのため、これを歯科口腔保健推進委員会（仮称）へと変更し、もう少し市民の方にも委員として入ってもらい、一生涯を見守っていただければありがたいと考えています。

この条例ができることによる予算への影響ですが、歯科診療所あおぞらに口腔保健支援センター（仮称）としての機能を持たせたからといって、新たな予算が発生するわけではないかと思えます。唯一、予算が余計にかかるのが歯科口腔保健推進委員会（仮称）であり、現在は6名で構成されていますが、できれば12名、最低10名で運営していくことを考えており、その人件費が少し増額になるかと思えます。

城下委員

この条例案には保険者の責務が示されていますが、具体的に所沢市は何を行う必要が生じるのですか。

山口副会長

我々が想定しているのは、所沢市の国民健康保険に加入している市民の方々に対して、歯科検診を行うことを考えています。

城下委員

歯科診療所あおぞらの現在の位置付けについては、我々の会派としてもさらに機能を充実させるべきではないかという考えをもっていますが、確かに依拠する条例はありませんので、こういった条例があれば前進していく面もあるかと思えます。また、この条例の中で虐待に対する歯科医師の役割をうたうとのことですが、これは市の虐待防止に係わる会議とも連携していくことを想定し規定したのですか。

山口副会長

歯科に来る患者の方の中に、虐待を受けているのではないかと疑う場合が時々あるためです。

島田会長

現在、虫歯等は減少していますが、かなり多数歯にわたって口腔の状態が悪く、虫歯ができていう場合、ネグレクトを考慮し対処しなければいけないと感じることもあります。確実にそうであるとはいえませんが、可能性として見つけられることはあると思えます。

山口副会長

外傷等を発見することもあり、虐待を受けていると疑われる場合、児童相談所等へ相談を検討したりすることもあります。

中村委員

歯科医の実感として、虐待の状況はどのようなのですか。

島田会長

たまに疑いを抱く場合があります。また、学校での検診において疑わしいと感じた際は、養護の先生へ連絡したりしています。

中村委員

歯科医師として何かを行うとか、どこかに連絡をする等、決まった対応のフロー等がありますか。あくまでも、歯科医師の方の善意や判断の中で行っている状況なのですか。

島田会長

そのとおりです。ただ、一応県からは虐待の可能性を疑った場合の対応について、リーフレットをもらっています。

城下委員

虫歯の子どもの数は減っているかと思いますが、貧困層が増えていく中で、なかなか歯の治療費まで負担はできないという相談を聞くことがあります。そういった意味では、この条例では、市の各所管につなげていく、あるいは連携を取って対応していくということも視野に入ってくるという理解でよいですか。

島田会長

別々のところが別々のやり方で対応している面がありますので、一本化することによる利点はあると思っています。行政の場合、どうしても縦割りになっているので、横のつながりに難がある場合もあり、この条例により、横の連携も円滑になることを想定しています。

末吉委員

要介護状態になり自分の意思では予防健診等を受診できない方等の予防歯科の現状はどうなっていますか。

山口副会長

まったくない状況です。

島田会長

現在、介護職や医療職との連携を図るように努力はしていますが、なかなか介護の現場で口腔の面までは手が回らない状況であるようです。

末吉委員

歯の有無により、認知症の発症等へ何らかの影響があるものですか。

島田会長

影響があると言われていています。必ずしも歯が重要であるとは結論付けられませんが、噛めることが重要です。しっかりした入れ歯が入っていれば、入れ歯でも噛むことができます。8020運動を行っていますが、80歳で20本の歯があればいいということではなく、それがしっかりと機能しているかどうか重要です。

末吉委員

診療や治療により、しっかりと合った入れ歯等の処置を行うことが重要であるということですか。

島田会長

そうであると思います。

亀山委員

歯があることで、誤嚥もかなり防げるものですか。

島田会長

食べるということは噛むことと飲み込むことで、これはまた別の動作であるかと思いません。噛めるということと、飲みこめるということは違うものであると認識していますが、噛むという行為は呑み込むことができるようにするための行為でもありますので、その能力が高ければ、飲み込む能力もそんなには低下しないこととなります。因果関係がはっきりしていないため、歯があっても噛めない方はいます。

矢作委員

自治体の歯科検診の実施状況はどうなっていますか。

島田会長

所沢市においては、妊婦や乳幼児の検診、学校での検診があり、その後、40歳からは成人歯科検診となります。つまり、概ね18歳から40歳までの間が抜けています。この期間においてしっかりと口腔ケアをしていなければ、40歳になってから歯科検診を受け問題に対応しようとしても手遅れの場合が多くあります。保険者の責務はその点を考慮し、行うことも必要であると思います。企業で歯科検診を実施しているところもありますが、あまり検診に来たという話は聞きません。

城下委員

地域ケア会議へは歯科医師会の方は関わっていますか。

山口副会長

関わるようになってきました。

城下委員

そこにおいては、口腔ケアについてまでは対応しきれていないという声が出ているのですか。

山口副会長

重要性は皆さんわかっていますが、なかなか時間がないということです。

我々からアドバイス等を行うといったこと、また、歯科診療所あおぞらには、歯科衛生士が非常勤で何人も勤務していますので、そのマンパワーを有効活用したいと考えています。歯科診療所あおぞらは、規定上、その対応が在宅に限定されており、施設の方への対応はできません。

城下委員

歯科医師会へ加入されていない歯科医の方もいるとのことですが、条例ができれば、そういった方たちとも連携をしていかなければならない部分も出てくるかと思いますが、その辺の情報の共有はどう考えていますか。

島田会長

アプローチをする方法はあるかと思いますが、向こうが耳を傾けてくれるかは別の話です。ただ、できれば多くの歯科医師の方に取り組み等に参加をしてもらうために歯科医師会へ入ってもらうことが良いとは思っています。

城下委員

所沢市歯科医師会への加入率は現在どれぐらいですか。

島田会長

市内には約180の歯科医療の機関があり、会員は約120機関です。ただ、地区的な問題もあり、東京に近いところはどこも組織率は低くなっています。

中村委員

現在、歯科診療所あおぞらには、歯科衛生士の方は何名雇用されていますか。

島田会長

在籍しているのは、約25人です。

中村委員

それでシフトを組み、2人体制等で対応しているのですか。

島田会長

障害者の方への対応については、1日に5人程度の体制で臨んでいるかと思います。高齢者の方への対応については、4人程度の体制で業務にあたります。

中村委員

個人的には、市内にも多くの休日診療を行う歯科医師の方がいるわけですので、あおぞらの休日診療は縮小傾向でもよいと思っています。ただ、虐待のケースや歯科衛生士が訪問を行うこと等については、求められる場は多いと思っています。今後、この点についてはどうしたいと考えていますか。

島田会長

現在、所沢市歯科診療所条例において非常に細かい各種の規定があり、診療時間や診療日も規定されています。仮に、ある曜日において口腔ケア等のための時間を確保できれば、より効率的な対応が行える可能性も出てくると思います。

休日に関しては、指定管理者として指定を受けるに際し、いろいろと行政側と話し合いましたが、実際に、休日に診療をされている歯科医師は市内にも多くいます。ところが、その方は救急を診ているわけではなく、予約制で診ているわけです。そのため、飛び込みの方もいるかと思いますが、そういう救急の患者の方は、その時しか来ません。

そのため、休日診療の意義は少ないにしてもあるかと思いますが。また、休日診療といっても祝祭日はやっていませんので、その点からもフォローはできるかと思いますが。将来的

には縮小傾向にし、ほかの面に対応した方が適切なのか、今後において検討していきたいと考えています。

中村委員

原則在宅について対応するという事は、どこで決まっているのですか。

島田会長

市の説明では、市のお金を使い施設を運営していく以上、その対象は第一に市民でなければいけないということ、また、あらゆることに対応すると、周りの歯科医師の方が困るであろうということから、一般の診療所で診られないことについて対応するということが条件でした。

山口副会長

実は、この歯科診療所あおぞらを設立する際、どういう条件で行うかということについて議論があり、当時は介護保険制度ができていなかったため、寝たきりということやそういった状態についての明確な基準はありませんでした。一般の歯科へ通うことができない方を、一応、寝たきりの状態ということで対応していた実態があります。

亀山委員

今までのことを考えると、この度の条例は必要であるとの印象を受けますが、所沢市の口腔ケアは他市と比べて進んでいますか、それとも遅れていますか。

山口副会長

進んでいるところは、川口市であると思います。

島田会長

予算面だけではなく、行政側と非常に上手に付き合っています。歯科医師会が要望すると行政が比較的、協力的に対応しているということであり、歯科の口腔ケアに関するさまざまな施策は、条例の制定以前から随分されていたようです。見習わないといけないと思っていますが、それでも我々は歯科診療所あおぞらが設置されただけでもかなりの前進であると思っています。これをもっと有効活用していけるシステムにしていきたいと考えています。

医療費に関して、歯科にしっかりと取り組んでいるところは医療費が低い傾向にあります。それは、歯科をしっかりとケアしていれば病気になりにくいということがあります。現在は、糖尿病と歯周病の関係もいわれていますし、こういったことから口腔ケアは非常に重要です。

中村委員

治療を中断して行かなくなる人がいたり、健診で虫歯が発見されても自覚症状がないため、すぐに治療を受けない人がいる状況は、全体的な計画等がなく、また、いろいろな世代に対し歯科口腔の重要性を十分に周知していないことにその原因の一端があるのであり、また、そういった人が多くなることは、結果的に医療費の増加につながるものであって、この度のような条例を作り、計画を作り、全体的な周知徹底を行うことが市民の健康につながり、ひいては医療費の削減につながるということかと思えます。

島田会長

この条例を提案するにあたっては、我々としては、教育福祉常任委員会により、議員さんの超党派で提案していただければありがたいと考えています。

城下委員

県内で条例制定されている7市1町は、全て議会提案で条例を出されたのですか。

山口副会長

志木市、新座市、神川町は行政提案です。川口市、上尾市、さいたま市、吉川市、熊谷市は議員提案です。

島田会長

ちなみに、県の条例も議員提案です。

以上で、意見交換会を終え、近藤副委員長との挨拶の後、所沢市歯科医師会の視察を終了した。

(2) 上尾市議会 ― (平成25年10月22日 午後1時30分から午後3時)

○上尾市歯科口腔保健の推進に関する条例について

※上尾市議会矢部勝巳議長、秋山議員、田中議員ご出席

(上尾市議会矢部勝巳議長からご挨拶)

皆様、こんにちは。

本日は、所沢市議会の教育福祉常任委員会の皆様、西沢委員長様、近藤副委員長様、また、メンバーの中に浜野前議長様、その節は大変お世話になりありがとうございました、心から歓迎申し上げる次第でございます。私は当市議会議長の矢部勝巳でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

上尾市は昭和33年7月に県内19番目の市として誕生しました。本年で市制施行55周年となり、10月5日には式典を開催し、それを記念してNHKののど自慢も行われました。所沢市さんにおかれては、昭和25年11月に市制が施行され、県内で8番目であり、人口は現在約34万人ということであり、上尾市よりは一回り大きく、何度かお邪魔をしておりますが、緑豊かでいいまちであると思っております。

所沢市議会さんにおかれては、県内でも大変先進的な議会運営がなされていまして、心から敬意を表するものでございます。

また、去年は議会改革の特別委員会が所沢市さんに伺い、今年の7月には総務常任委員会が組織再編についてお伺いし、懇切丁寧なご教示を賜りましたこと心から御礼を申し上げます。

本日は、「上尾市歯科口腔保健の推進に関する条例」についての視察ということですが、本市においては、本条例の制定にあたり議員提出により議会において全会一致で可決をしたものです。本日は、この議案が付託された福祉常任委員会から田中議員（本条例提案時の元委員長）と秋山議員（副委員長）が出席をさせていただき、説明をさせていただきます。

今回の視察が皆様にとりまして実り多いものであることを願ひまして簡単ではございますが、歓迎の挨拶といたします。

(西沢委員長挨拶)

上尾市歯科口腔保健の推進に関する条例について

(田中議員、秋山議員、加藤健康推進部副参事兼健康推進課長ほか2名よりご説明)

①概要

条例は、第1条の「目的」から第9条の「財政上の措置等」までの9条から構成されています。第1条に「目的」、第2条に「基本理念」、第3条に「市の責務」、第4条に「歯科医療等業務従事の責務」、第5条に「保健医療、福祉及び教育関係者の責務」、第6条に「事業者の責務」、第7条に「市民の責務」、第8条に「施策の実施」、第9条に「財政上の措置等」を定めています。

②制定経緯

平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、同年10月に埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例が施行されたことから、上尾市においても条例の制定が必要ではないかという意見があり、平成24年6月定例会に議員提出議案として提出されました。

③制定までの過程、議論

上尾市では昨年の平成24年の6月定例会に議員提出議案として「上尾市歯科口腔条例の推進の関する条例の制定について」が提出され、所管する福祉常任委員会に委員会付託されました。また、同日、福祉常任委員会を開催し、議員間で協議した結果、上尾市の歯科口腔の現状を把握するために社団法人埼玉県北足立歯科医師会会長を、また議員提出に至った経緯を確認するために提出議員の出席を求めることにしました。

その後、委員間討議を行い、継続的に審査を行いました。執行部からも説明を求め、志木市や川口市、愛知県のみあ市を参考として検討し、志木市へ視察を行いました。条文内容については、提出議員から提出された条文に基づき、上尾市の状況を考慮しながら条文に必要な項目、内容の協議を重ねました。協議にあたり、それぞれの委員から意見を聴取し、委員会として修正案をまとめる方法を取りました。また、委員の中で特に上尾らしさを取り入れるべきであるという意見があり、上尾らしさをどのように表現するかといったことも考慮しながら進めてまいりました。上尾の課題を把握するために執行部から資料も提出してもらいました。

当初提出された条文から修正した点について、第1条「当該施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の歯科疾患の有病率の低下を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする」の中で、「市民の歯科疾患の有病率の低下を図り」の部分は追加されたものです。また、第3条「埼玉県と連携協力して、歯科口腔保健の推進に関する総合的施策を策定し、及び継続的かつ効果的に実施する責務を有する」

との規定を追加しました。第5条の「保健医療、福祉及び教育関係者の責務」についても追加したものです。さらに、第7条の「かかりつけの歯科医を持ち」という部分についても新たに追加しました。第8条においては「関係機関との連携を図り、その協力を経て」という文言を加えるとともに、(5)として「障がいのある者、介護を必要とするもの等であって、定期的に歯科口腔保健のサービスを受けることが困難なものが、適切に歯科口腔保健のサービスを受けることができるようにするために必要な施策」という規定を追加しました。

④課題

条例制定後、約1年が経過しましたが、条例制定による効果を考えると今のところ大きな進展はない状況です。

市の事業としての具体的な歯科口腔の推進が今後の課題となっています。

条例制定後の大きな変化はない状況ですが、変化の一つとして、歯科保健検討会議での動きがあります。平成24年度までは歯科保健検討会議は年に2回程度開かれていましたが、この度、回数を年4回として設定し予算を取りました。また、会議のメンバーとして、今までは、歯科医8名と市の執行部から健康福祉部長及び次長、健康推進課、高齢介護課、保育課の課長が出席していましたが、新たに学校保健課と障害福祉課を加えました。今までの検討会議においては、事業の実績報告や事業計画の報告等で終わっていましたが、それに加え、どのような事業を行うかといった具体的なことについても検討を行っています。本年度は既に2回実施しており、「アッピー歯ブラシキャップ」の今後の取り扱い等について検討しました。健康づくり推進協議会を条例化し、歯科保健施策もそこにおいて協議することを提案しています。歯科医師会からは、食育や高齢者の事業の検討に加わりたいとの意見や高齢者の訪問歯科健診、妊婦健診の充実が必要ではないかとの意見が出されたところです。

<質疑応答・意見交換>

末吉委員

議案提出議員と福祉常任委員会との関係性はどうなっていますか。

田中議員

選定の経緯について、ざっくりばらんに話しますと、こういう条例を作りたいと主体的に考えたのではなく、北足立歯科医師会からの提案であり、その当時、私どもは最大会派であったものですから、会派提案をしてほしい旨の相談がありました。条文の原案について

も歯科医師会から示してもらったものです。

何回か歯科医師会の方と話をしながら、勉強会を重ね、医療費の抑制や高齢者がいつまでも寝たきりにならずに過ごせるといったこと等から条例の必要性を認識し、議員提出議案という形になりました。提出する議員の代表者が議案を説明しました。

城下委員

具体的な来年度の事業について、何か検討されていることはありますか。

健康推進課長

現在、特に検討していることはありません。

田中議員

私どもが提出した議員は理念条例であり、それを裏付けする予算は付けられない面があります。また、歯科口腔について市が何もしなかったかというところというわけではありません。具体的な事業を行い、効果的で総合的な歯科口腔のケアを行っていくにあたってはある程度の時間をかけ、状況をもっと丁寧に把握することが必要であると感じています。成人になりますと歯科口腔の検診は多くが行われていない現状がありますので、私たち議員からすると、成人の方や障害者の施設に入っている方、高齢者の方々の口腔ケアについて、行政にしっかりと対応してもらいたいと考えています。

この条例の案は平成24年6月定例会に提出しましたが、継続審議になりました。やはり議員提出議案を議員全体で中身について理解し評価することは難しい面があります。全員協議会を開き、歯科医師会の方に説明をしてもらい、全員が共通の認識を持つまでに時間がかかったという経緯があります。

矢作委員

議員間討議においては、どういったことが議論になりましたか。また、この条例には反映できなかった意見等がありますか。

田中議員

特に上尾市独自の内容を入れることを求めたのは、こちらにいる秋山議員です。実は、私は保育所と幼稚園を経営しておりますが、上尾市内でフッ化物洗口という子どもの虫歯を防ぐ取り組みを行っているのは私のところだけです。当初は、フッ化物洗口に関する規定が入っていたのですが、なかなか市全体でそういった取り組みについて理解してもらうことは難しいであろうとのことから、その分については削除することとなりました。

秋山議員

これが提案された際、最も福祉常任委員会で困ったことは、私たちがよく知らない分野であることです。そのため、審査にあたり、まちの歯科医師に議員個人が聞き取り等を行いました。責務をうたうからには、彼らの知らないところで条例を制定することはどうなのかということで、議員のかかりつけの歯科医等、聞ける方には聞き取りを行いました。歯科医師の方からは本当に条例化により予算がつくのかといった意見もありました。

上尾らしさについて、障害者の方と介護を必要とする方等への視点は上尾らしさといえるかはわかりませんが、規定として入れたものです。

川口市の場合を伺ったところ、突然の提案はせず、事前に勉強会等を半年程度行った上で提案に至ったとのことでした。現状を知らずして提出はできないと思います。

所沢市さんにおいて、所沢市独自の課題があるのかどうかといったことを、まちの歯科医等へ聞いてみたりすることも重要であるかと思えます。

城下委員

上尾市の福祉常任委員会としては、付託を受けてからどれぐらいの協議を行われたのですか。また、歯科医師会へ加入されている方や未加入の方への情報の共有はどのように行ったのですか。

秋山議員

明確には把握していませんが、約4割の方は歯科医師会に未加入の方であり、その人たちの意見はどうするべきかということについてはとても戸惑いました。委員会において全ての意見を汲むことは難しいかと思えます。まちの歯科医師の方の中には、歯科医師会ほどはこの度の条例を求めている方もいらしたので、悩んだ部分もありました。

亀山委員

歯科保健検討会議について、この度の条例の中に盛り込まれていないのはどうしてですか。また、本条例の制定後と制定前の事業の報告の違いはどういったものですか。

健康推進課長

現在においては制定前後で大きな変化はありません。条例により、歯科口腔保健を推進していくための計画を策定していく必要があるとは考えていますが、上尾市では健康増進計画というものがあ、その中においても歯科に関する計画が一部示されています。現在、上尾市健康増進計画推進会議については、要綱により設置されていますが、いわば、歯科口腔に関する部分について、先に条例化されたという形になりました。我々としては、健康づくり全体を考える中で歯科口腔保健についても対応していくことを考えており、来年度、健康増進計画の中間評価の年にあたりますので、それにあわせて、この条例の趣旨を

考慮し健康増進計画を検討していくことを考えています。歯科医師の方の中には、条例化に伴い、急に対応することになることでは困る面もあるとのことでした。

亀山委員

今までなかなか拡充できなかった部分が、新たに明確に取り組んでいけるということでは、この条例は大きな意義があったという認識でよいですか。

介護保険課長

執行部としては、この条例ができたことにより後押しをしてもらえるものであると考えています。

末吉委員

第8条の(5)「障がいのある者、介護を必要とするもの等であって、定期的に歯科口腔保健のサービスを受けることが困難なもの」との規定を受けて、具体的な施策においてどのような変化がありましたか。

秋山議員

一部を除き、具体的な施策は、現在まだ実施しているとは言えないかと思います。現段階ではなかなか難しい面があるかと思います。

西沢委員長

所沢市には、在宅要介護高齢者歯科診療、障害児者歯科診療、休日緊急歯科診療を行う「あおぞら歯科診療所」というものがあり、保健センターに併設しています。

城下委員

第8条の(5)について、今やっている施策とこれから必要な施策が両方並列されているという理解でよいですか。また、今後、必要な施策の具体化についてはどのように議論されていますか。

秋山議員

そこまではなかなか検討できていません。まずは制定に尽力したところですが、これをもとに執行部において検討を行うこともあるかと思います。具体的な提案はなかなか難しい面があります。

城下委員

具体的な提案が難しい原因は何ですか。

田中議員

志木市においては、執行部側の提案で条例を制定したわけであり、視察の際、絵に描いた餅にならないようにとの話も出ました。当市においては、執行部がこの条例の意義を評価し、予算化していくには、議員が一生懸命説明し実施を求めていくことが重要であると思っています。

末吉委員

上尾市においては、「健康あげおいきいきプラン」というものがあるかと思います。所沢市においても同様な計画がありますが、この中には、歯科口腔保健に関する部分が十分ではなく、ここの部分を具体的な計画を作成して進めていかなければ変わらない面があるかと思いますが、上尾市の実情はどうですか。

介護保険課長

当市の健康増進計画は所沢市の健康増進計画を非常に参考としているものでありますが、平成21年度に策定した健康増進計画については、職員においても歯に関する認識は低かったかと思います。データとしてはアンケートを行っているので、歯磨きの回数が少ない年代等のデータはありますので、平成26年度の間評価ではこの歯科保健検討会議の歯科医師の方の話を伺いながら歯科口腔の分野についても計画を充実させていきたいと考えています。

秋山議員

審査において私の感じたことは、障害者の方への施策について考えたとき、先進的な事例等の研究が十分でなかった面があります。

西沢委員長

上尾市議会において、議員提案で条例提案を行うことは頻繁にありますか、それとも何十年ぶりのことであったのですか。

田中議員

2回目のことでした。議員が提案し条例をつくることの意味は重いものもあると思いますし、今後、議員としてそういうことができないということになると議員の価値を市民がどれぐらい理解するかということになるかと思いますが、難産でしたが、一生懸命やらせてもらいました。

西沢委員長

日程的には、資料をみると、6月定例会で提案をし、その定例会中の可決を目指したの

かと思いますが、前回の条例制定の際にも、そのような日程で可決したのですか。

田中議員

前は提案した定例会中に可決しました。

西沢委員長

ある条例を制定する際、所沢市においては、特別委員会を設置し、6月定例会から審査が始まり、翌年の3月定例会で可決するというスケジュールでした。今年の3月において、議員定数の条例改正をしたのですが、これも1年間程度時間を要しました。我々の経験則からいうと、一定例会中に議員提案の条例が可決されることは難しい面があるかと思っています。

田中議員

その当時は保守系が二つに割れており、中身は批判される条例ではなく、賛成される条例であったと思いますが、やはり、6月定例会へ提出したとき、かなり唐突に提出した印象もあります。議員全体で共通の認識を持つまでには時間がそれなりに必要であるかと思っていますし、その市にあった条例を作ることが重要であると感じています。

城下委員

議員の方において市民の方等から情報はあるかと思いますが、議会としてパブリックコメントは行っていないという理解でよいですか。

田中議員

はい。

西沢委員長

私がこの条例で最も気になるのは、第8条です。ここであまり事細かに規定してしまっただけでは、理念条例の在り方としていかなものかと考えてしまいます。全部で8項目ありますが、この8項目で新たな提案にあたるものは含まれていますか。

介護保険課長

一つ一つを見ますと、健康推進課において対応することが求められていると思えるものがありますが、十分に実施できているかといえば、予算の関係からも十分に実施できていないものがあります。妊婦健診について調査したところ、健診を受けている方はほとんど皆無でした。

西沢委員長

この第3項については、市の施策として実施はされていないが、この条例を機に検討項目として挙げてきたという理解でよいですか。

介護保険課長

そのとおりです。十分でない部分については検討を進めていくことを考えています。

以上で質疑応答を終え、近藤副委員長のお礼の挨拶の後、議場を見学して上尾市の視察を終了した。